

市民カメラマンの活動内容について

活動その1

広報紙やホームページに使用する写真の提供

市広報紙やホームページなどに掲載します（※1）

テーマ／市内の自然やイベントなど市内で撮影した写真

提出時期／随時

提供方法／原則、メールにて秘書政策課へ提出していただきます

※1 提供された写真が、全て使用されるわけではありません。広報紙などに掲載する際はメールなどでその旨をご連絡いたします。

イベント情報などを秘書政策課よりご案内します。

活動その2

自身のSNSでの写真公開

撮影した写真を自身のSNSでタイムリーに公開し、市内外へ宮若市をPRします。

テーマ／タイムリーに発信したほうがよい季節感のある写真や、イベントの写真

発信時期／随時

発信方法／自身のSNS（InstagramまたはFacebook）に市が指定するハッシュタグをタグ付けし、撮影した写真に文章を添えて投稿してください。

※活動にかかる注意事項

被写体の肖像権について

…公の場（お祭りやイベント会場など）で撮影をする場合は、腕章を着用し、撮影していることをアピールするようにしてください。

上記の場面以外で、人物の顔がはっきりと分かるように撮影する場合には、声をかけて許可をとってください。腕章の提示と、市公式 SNS や広報紙掲載のため市に提供する旨をお伝えください。